

## 第 2 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年2月22日 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香 川 雅 彦	出席	1 1	前 田 和 宏	欠席
2	安 田 敏	出席	1 2	貞 廣 涉	出席
3	田 守 康 浩	出席	1 3	茂古沼 憲 宏	出席
4	吉 田 容 章	出席	1 4	飯 尾 誠	出席
5	菅 原 博	出席	1 5	太 田 健 一	出席
6	久 保 靖 彦	出席	1 6	白 川 勝	出席
7	林 雅 浩	出席	1 7	高 野 春 夫	出席
8	田 辺 剛	出席	1 8	田 守 文 夫	出席
9	鈴 木 賢	出席	1 9	茂古沼 美 則	出席
1 0	辻 和 義	出席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農 地 振 興 係 主 任 専 門 員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
  - 1 5 番 太田 健一 委員
  - 1 6 番 白川 勝 委員

### 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について

議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について

議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

協議案第1号 農地の賃借料情報の提供について

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

議 長 　ただ今から、令和6年第2回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
　ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。

　議事録署名委員は、15番 太田委員、16番 白川委員を指名します。

　報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 　(報告第1号第1項から第10項朗読、説明)

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委 員 　(全員なし)

議 長 　なければ、報告第1号は報告済みといたします。

　次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 　(報告第2号第1項から第3項朗読、説明)

議 長 　説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

10番 　第1項が権利を取得した日から9年くらい経っていて、第3項は1年くらい経っての届出となっていますが、その理由は何かありますか。遺産分割とか相続で時間がかかったとか、単に忘れていたのか。

主任専門員 　第1項については、委員からお話があったように、遺産分割等の整理がついて、この段階で届出に至ったということでございます。第3項につきましても、相続等の関係の整理がつくのに時間がかかったということございました。

10番 　今年の4月からでしたか、相続登記の義務化と3年以内というのは、その辺は何か働きかけるのでしたか。いつもこの案件の時に思うのですが、本人が忘れていたらどうするのかと。

事務局長 　町民課の方から毎月死亡者リストがきます。そのリストに基づいて農地を持っているとか、農業者年金に加入しているということ判断しまして、それぞれの最も優先順位が高いご遺族の方に文書を出してご案内申し上げます。

　どうしても相続で揉めたりなんかをしまして遅くなってしまいうということとは現実ありまして、このように、相続の事由が発生してから届出までに時間がかかるということもございます。以上です。

議 長 　他に、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項及び第2項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項につきましては、後ほど、議案第2号において農地法第3条の規定による賃借権等設定の申請が、第2項につきましては、議案第4号においてあっせんの申し出がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項及び第2項までについて、要件を満たしているということによろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項及び第2項までについては、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。

香川委員から、調査報告をお願いいたします。

1番 今月の9日に貸主とお話をしまして、借主がもう少し面積を拡大したいということで、先ほどの議案第1号にありましたが、今まで借りていたところを解約して、新たに、増えた分と一緒に契約をするということでもあります。賃貸料につきましても妥当な金額でありますので、問題はないと思われま  
す。以上です。

議長 香川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありませんか。

10番 許可そのものではありませんが、一度許可した後、この要件を満たし続けているか  
ということは、農業委員会としては常時従事要件ですとか、地域調和要件ですとか、

このとおり耕作しているということはチェックしているのですか。

事務局長 許可後、耕作者が要件を満たしているかということについて、農業委員会としてはチェックしております。

10番 今回の件に問題があるのではなく、一般論として、要件を満たさなければ許可を取消すということですよ。要件を満たしていると判断するにはどのくらいの頻度でチェックしているのですか。

議長 各委員が農地パトロールをして随時、地元の農地の利用方法を確認していただいていると思います。活動記録のほうでも報告していると思われれます。  
他に、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項の件を議題といたします。

第1項については、林委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

林委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
議案第3号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (議案第3号第1項朗読、説明)

以上、第1項につきましては、別添「調査書」2ページのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、決定いたします。  
林委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
続きまして、議案第3号第2項から第11項までの件を議題といたします。  
事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第3号第2項から第11項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第3号第2項から第11項までにつきましては、別添「調査書」2ページから5ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。

また、先月総会の議案第5号で北海道農業公社へ買入を要請した件につきまして、あっせん申出者が取下げしたいと申し出たため、今月の買入は中止となり、北海道農業公社との売買の集積計画は作成しておりません。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項から第11項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項から第11項までについて、決定いたします。  
次に、議案第4号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項から第8項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。  
本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第4号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いいたします。

16番 第1項、万年地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、万年地区のBさん(75歳)、万年地区のCさん(58歳)の2名を選定いたしました。

第2項、相生地区のDさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、相生地区のEさん(36歳)を選定いたしました。

第3項、旭地区のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、旭地区のGさん(29歳)、旭地区のHさん(40歳)の2名を選定いたし

ました。

第4項、開進地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、旭地区のJさん（53歳）を選定いたしました。

第5項、鈴蘭地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、鈴蘭地区のLさん（56歳）を選定いたしました。

第6項、音幌地区のMさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、福平地区のNさん（40歳）を選定いたしました。

第7項、東豊田地区のOさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、瑞穂地区のPさん（50歳）を選定いたしました。

第8項、豊秋地区のQさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、豊秋地区のRさん（52歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、白川部会長からあっせんの適格者の報告がありました。適格者につきまして、みなさんからご意見等はありませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第4号第1項から第8項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第8項までについて、報告のとおり決定いたします。

　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんは、よろしくお願ひいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　次に、協議案第1号「農地の賃借料情報の提供について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（協議案第1号朗読、説明）

　別添、配付しております資料のほうをご覧くださいと思います。

　まず、最後のページになります「賃貸借実勢データ箇所図」をご覧ください。これにつきましては、令和5年1月から12月までに、賃貸借契約が締結された土地を、3条契約と集積契約に分けて表示しております。3条については丸印と赤字で、集積については三角印と黒字で、1契約ごとの10アール当たりの賃借料を記載しております。

　次に、一番最初のページにお戻りいただきまして「音更町賃借料情報」というタイトルのものをご覧ください。これにつきましては、令和5年1月から12月までに契約が締結された137件の賃借料の平均額を、全町を4つの地区に分けて表したものでございます。賃借料が標準より極端に安いものと農業公社との賃貸借は省いて計算

しております。

北東地区につきましては、

平均額 9,900円、最高額14,600円、最低額5,300円。

北西地区につきましては、

平均額 9,300円、最高額15,000円、最低額5,000円。

南東地区につきましては、

平均額10,400円、最高額15,000円、最低額6,000円。

南西地区につきましては、

平均額11,100円、最高額15,000円、最低額6,400円。

音更町全町の平均につきましては、

平均額10,100円となります。

次に、1ページめくりまして2ページ目の参考1とあります、「音更町賃借料状況図」をご覧ください。これにつきましては、先ほどの賃借料情報の4つの地区ごとの平均額を図示したものでございます。

次の3ページ目、参考2とあります、「10アール当たりの平均賃借料」をご覧ください。これにつきましては、平成26年から令和5年までの各地区の10アール当たりの平均賃借料と対前年比を載せております。

なお、総会で議決された後、この協議の結果を農地法第52条の情報提供等の規定に基づきまして、町のホームページと3月発行の農業委員会だよりに掲載させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和6年第2回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後3時40分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和6年2月22日

議長 高野春夫